

令和8年5月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 3 5 回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和 8 年 5 月 1 5 日（金） 午前 9 時 0 0 分
- 2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室
- 3 出席委員

3 番	中元	茂雄	君	4 番	鈴木	喜義	君
5 番	菅岡	利夫	君	6 番	下土井	進	君
7 番	岡本	幸子	君	8 番	寺西	久美子	君
9 番	亀山	真由美	君	1 0 番	原田	淳一	君
1 2 番	齋藤	貴之	君	1 3 番	宮本	三雄	君
- 4 欠席委員

2 番	山重	義則	君	1 1 番	勝本	澄人	君
-----	----	----	---	-------	----	----	---
- 5 欠員 1 名
- 6 説明のため出席した者

事 務 局 長	楠原	慎太郎	君
事務局次長	中原	賢	君
- 7 記事ならびに議事録調整者

事務局主査	相本	裕紀	君
-------	----	----	---

会議に付議した事項

議案第160号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第161号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第162号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第163号	農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について

第35回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第35回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中10名で、定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
原田委員、中元委員を指名します。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんでしょうか。
 (異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第160号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第160号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
(3条-1) て、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積1,557㎡
外1筆 合計 田 1,767㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すもの
です。
受人は申請地から車で●●●の距離に居住しており、耕作管理が便
利なため水稻栽培を行うものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から北東に約
1.4kmの距離にある●●●●●●付近の農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要
件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当し
ないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君 続きまして、整理番号2番でございます。
(3条-2) 申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積494㎡外2

筆 合計 田 3, 992 m²です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は高齢で、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は市内の認定農業者で、申請地の近隣で営農を行っており、果樹や野菜栽培の面積拡大を図るものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●から南西に約200mの距離にある●●●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●●●番 地目 田 面積98m²です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は●●●●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は申請地の隣接に居住しており、耕作管理が便利のため自家用野菜の栽培を行うものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●から南に約1.7kmの距離にある●●●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-4)

続きまして、整理番号4番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●●●番 地目 畑 面積531m²外
4筆 合計 田 996m² 畑 3,096m²です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は●●●●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は申請地の近隣に自宅及び所有農地があり、耕作管理が便利のため野菜の栽培を行うものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●から東に約400mの距離にある●●●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-5)

続きまして、整理番号5番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積225㎡の内168㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は高齢で、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。
受人は申請地の隣接に居住しており、耕作管理が便利のため自家用野菜の栽培を行うものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から東に約200mの距離にある●●●●●●沿いの農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-6)

続きまして、整理番号6番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積508㎡です。
利用状況は耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は高齢で、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。
受人は申請地の隣接に居住しており、耕作管理が便利のため自家用野菜の栽培を行うものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から南西に約800mの距離にある●●●●●●付近の農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-7)

続きまして、整理番号7番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積1,715㎡外6筆 合計 田 2,383㎡ 畑 2,554㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は●●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。
受人は、申請地から車で●●●●の●●●●●●に居住しており、申請地の近隣に農地を所有しており、果樹や野菜の栽培を行うものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●の4筆は●●●●●●から西に約700m、●●●●の3筆は●●●●●●から北西に約200mの距離にあるやない●●●●●●付近の農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票

のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、柳井大畠地区担当委員の意見を求めます。

菅岡委員。

5番 菅岡君

整理番号1番につきましては、4月30日に関係委員及び事務局と現地調査をしております。以前から受人は兄の農業経営の手伝いをしておりましたが、申請地について兄の支援を受けながら、営農を行うとのことでした。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて、整理番号2番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。

原田委員。

10番 原田君

整理番号2番につきましては、5月1日に事務局と現地調査をしております。

果樹の栽培をするとのこと、有意義に活用していただき喜んでおります。問題ございませんので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 宮本君

整理番号2番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号2番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて、整理番号3番につきまして、伊陸地区担当委員の意見を求めます。

寺西委員。

8番 寺西君

整理番号3番につきましては、4月30日に事務局と関係者で現地調査をしております。事務局の説明通りで何ら問題ございません。ご

審議のほどよろしくお願いします。

議長 宮本君 整理番号3番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号3番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号4番につきまして、日積伊陸地区担当委員の意見を求めます。
亀山委員。

9番 亀山君 整理番号4番につきましては、4月30日に関係者で現地調査をしております。山間部の農地ですが、周辺も畑として利用していただくということで事務局の説明どおりで、支障ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 宮本君 整理番号4番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号4番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号5番及び6番につきまして、伊保庄阿月地区担当委員の意見を求めます。
齋藤会長職務代理。

職代 齋藤君 整理番号5番及び6番につきましては、現地調査をしております。まず5番について●●●●の中の一角ということで、受人の家の裏にありますが、何ら問題ございません。6番について自宅のすぐ裏の畑になりますが、周辺に及ぼす影響はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 宮本君 整理番号5番及び6番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(菅岡委員が挙手)
それでは菅岡委員

5番 菅岡君 整理番号5番について確認ですが、受人の●●●●氏の「●●●●」の漢字ですが、図面は(●●)の漢字が「●」となっています。しかし、調書は「●」となっていますので、どちらが正しいでしょうか。

次長 中原君 調書の「●●●●」氏の「●●」の表記「●」が正解です。手書きの

図面の「●●●●」氏の「●●」が「●」となっており、こちらは間違いです。申し訳ございません。

議長 宮本君 他に質疑はございませんか。
(質疑なしの声あり)
それでは質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号7番につきまして、大畠柳井地区担当委員の意見を求めます。
中元委員。

3番 中元君 整理番号7番につきましては、先日事務局及び関係者と現地確認を行っております。果樹栽培をするとのことで問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 宮本君 整理番号7番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号7番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは質疑を終了し、議案第160号の整理番号1番から7番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第160号の整理番号1番から7番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第161号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 (4条-1) 議案第161号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積923㎡の内400㎡です。
申請人は農業者で、所有農地の近隣にある申請地を、農業用機械置場として利用するものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●から南東に約500mの距離にある●●●●●沿いの農地です。

申請地は、農業振興地域整備計画の農用地のため、市長に農業用施設用地への変更申請もされており、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、農地法第5条第2項の農用地利用計画において、「指定された用途に供する場合」に該当し、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、本件は農用地のため、今月28日開催予定の山口県農業会議常設審議委員会の意見聴取の対象となり、承認された場合に許可する案件になります。

次長 中原君
(4条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積51㎡です。

農業用等の資材置場として利用するものですが、既にコンクリートを全面に張っており、無断転用のため始末書も提出されております。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から南西に約800mの距離にある●●●●●●付近の農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、伊陸日積地区担当委員の意見を求めます。

寺西委員。

8番 寺西君

整理番号1番につきましては、4月30日に関係者、事務局と現地確認を行い、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(下土井委員が挙手)

それでは下土井委員

6番 下土井君

整理番号1番について、調書の完了予定が10日となっております、こちらについて教えてください。

次長 中原君

農業用機械置場ということで、工事内容としては、新たな構造物建設を伴うものではございません。下地の整地のみで、おおよそ10日あれば終わる見込みで10日としております。

6 番 下土井君 10 日で工事が済むという理解でよろしいですか。

次長 中原君 そのとおりでございます。

議長 宮本君 その他質疑ございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号 2 番につきまして、阿月伊保庄地区担当委員の意見を求めます。
齋藤会長職務代理。

職代 齋藤君 整理番号 2 番につきましては、4 月 30 日に現地確認を行いました。先ほどの議案第 160 号の整理番号 6 番の申請地の隣でございます。既に農機具が置いてありますが、始末書が提出済みですので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 宮本君 整理番号 2 番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号 2 番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは質疑を終了し、議案第 161 号の整理番号 1 番及び 2 番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第 161 号の整理番号 1 番及び 2 番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第 162 号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第 162 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号 1 番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番地目 畑 面積 36 m²外 2 筆
合計 畑 111 m²です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は高齢で、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は夫婦の共有申請で、現在夫の実家に居住しており、申請地に自己用住宅及び駐車場を建設するものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から北東に約300mの距離にある●●●●●●沿いの農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積225㎡の内57㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は高齢で、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は申請地の隣接に居住しており、申請地に倉庫、駐車場及び通路を建設するものですが、既にコンクリートを全面に張っており、無断転用のため始末書も提出されております。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●から東に約200mの距離にある●●●●●●沿いの農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。

原田委員。

10番 原田君

整理番号1番につきましては、5月1日に現地調査を行いました。事務局の説明どおりで、問題ございません。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

整理番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて、整理番号2番につきまして、伊保庄阿月地区担当委員の意

見を求めます。

齋藤会長職務代理。

職代 齋藤君 整理番号2番につきましては、現地確認を行っております。先ほどの議案第160号の整理番号5番の農地の一部になりますが、舗装済みで、始末書が提出されております。問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号2番につきましては、質疑なしと認めます。

それでは質疑を終了し、議案第162号の整理番号1番及び2番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第162号の整理番号1番及び2番につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第163号を上程します。
それでは、事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第163号 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、市長より令和8年4月27日付けで農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。

計画は3件5筆 地目 田 合計面積3,856㎡です。

相対等の利用権設定は、令和7年4月から農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画に一本化されております。

よって、令和7年4月からの利用権設定につきましては、貸人、借人及び山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行う、公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者契約となります。

契約手続きの方法として、従来の2段階方式と相対に替わる一括方式の2通りがあり、本件は一括方式での契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第１６３号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第１６３号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

以上をもちまして総会は閉会とします。
(閉会 午前 ９時 ３５分)